

# 鈴鹿市斎苑整備に係る事業者選定アドバイザー等業務委託 プロポーザル募集要領

## 1 目的

本募集要領は、鈴鹿市（以下「本市」という。）が発注する「鈴鹿市斎苑整備に係る事業者選定アドバイザー等業務委託（以下「本業務委託」という。）」に当たり、次のとおり企画・提案（プロポーザル）を募集することを目的とする。

## 2 委託業務名

鈴鹿市斎苑整備に係る事業者選定アドバイザー等業務委託

## 3 業務内容

「鈴鹿市斎苑整備に係る事業者選定アドバイザー等業務委託 仕様書」による。

## 4 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 27 日まで

## 5 委託料の上限額

66,614,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

## 6 参加要件

参加表明書の提出に要求される資格は、以下に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

- (1) 本市の入札参加資格（建築コンサルタント業者のうち、建築一般部門に登録があるもの）を有していること。
- (2) 平成 28 年度以降に地方公共団体又は事務組合が発注した火葬場の新築又は大規模改修に係る発注支援業務を元請けとして受注・実施経歴があること（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る）。なお、前記業務には、測量、地質、石綿含有、生活環境影響調査に係る業務は含まない。
- (3) 鈴鹿市契約規則（昭和 41 年鈴鹿市規則第 18 号）第 2 条第 1 項の規定に該当すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でない者。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きの開始申立てがなされていないこと。

ただし、会社更生法の規定による再生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。

(6) 鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与していないこと。

(7) 管理技術者及び照査技術者は、いずれもプロポーザル公告日の3か月以上前から雇用されており、次の資格を有する者を配置すること。  
なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることができない。

#### ア 管理技術者

平成28年度以降に管理技術者として地方公共団体又は事務組合が発注した火葬場の新築又は大規模改修に係る発注支援業務を完了した実績を有すること(参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る)。なお、前記業務には、測量、地質、石綿含有、生活環境影響調査に係る業務は含まない。

#### イ 照査技術者

技術士(建設部門：都市及び地方計画)の資格を有すること。

(8) 担当技術者は、プロポーザル公告日の3か月以上前から雇用されており、次の資格を有する者を配置すること。

1級建築士の資格を有すること。なお、管理技術者に限り担当技術者との兼任を認める。

## 7 再委託

本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。ただし、主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分とは、本業務における総合的計画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

## 8 参考資料の閲覧

本業務委託への参加を予定する者を対象に、参考資料の閲覧を次により行う。なお、カメラでの撮影等は不可とする。

(1) 閲覧期間：令和8年3月4日(水)～令和8年4月17日(金)

(ただし、土日・祝日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時まで)

- (2) 閲覧日 : 上記期間のうち、希望する日  
(ただし、参加資格審査結果の通知日である令和8年4月1日(水)以降は、一次審査にて選定された者に限る。)
- (3) 閲覧場所 : 鈴鹿市 環境部 開発整備課
- (4) 申込方法 : 閲覧日前日までに電話予約 (TEL: 059-382-9015)
- (5) 参考資料 : 鈴鹿市斎苑施設整備事業 基本構想  
鈴鹿市斎苑整備に係る基本計画  
P F I 導入可能性調査の結果

## 9 契約締結までの日程

① 募集要領等の公告	令和8年3月4日(水)
② 参加表明書等の提出期限	令和8年3月25日(水) 午後5時まで(必着)
③ 一次審査結果の通知	令和8年4月1日(水)
④ 募集要領等の内容に関する質問の提出期限	令和8年4月8日(水) 午後5時まで(必着)
⑤ 募集要領等の内容に関する質問の回答	令和8年4月14日(火)
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和8年4月17日(金) 午後5時まで(必着)
⑦ ヒアリング等の実施	令和8年5月中旬を予定
⑧ 二次審査結果の通知	令和8年5月中旬を予定
⑨ 契約締結	令和8年5月下旬を予定

## 10 提出書類

各様式は鈴鹿市ウェブサイト「入札・契約・検査・技術管理」からダウンロードする。

### (1) 参加表明書等の提出 [様式1～5]

ア 提出日時 : 令和8年3月25日(水) 午後5時まで(必着)

イ 提出先 : 〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 環境部 開発整備課

TEL: 059-382-9015

ウ 提出方法 : 郵送(簡易書留郵便とする。)若しくは持参(ただし、土日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時までとし、受付終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとする。)

エ 提出書類：様式 1～5 の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4 縦長、左側ホッチキス綴じにより正本 1 部、副本 15 部を提出すること。

※参加資格審査の結果、参加要件を満たしていないと判断した場合は失格とする。

※要件を満たし、一次審査にて選定された者には「企画提案書等提出要請書」を送付する。

(2) 企画提案書等に関する質疑応答

前項の参加表明書を提出した者で、プロポーザル募集要領及び本業務委託仕様書等の内容について質問がある場合は、次により質問書の提出を行うこと。

ア 提出期限：令和 8 年 4 月 8 日(水) 午後 5 時まで(必着)

イ 提出先：鈴鹿市役所 環境部 開発整備課

E-mail: kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

ウ 提出方法：電子メールによる。

エ 提出書類：質問書 [様式 13]

オ 回答及び通知方法：令和 8 年 4 月 14 日(火)に鈴鹿市ウェブサイトへ掲載

(3) 企画提案書及び参考見積書の提出 [様式 6～12]

プロポーザル募集要領及び本業務委託仕様書に基づき、企画提案書作成及び参考見積書について、以下のとおり提出すること。

ア 提出期限：令和 8 年 4 月 17 日(金) 午後 5 時まで(必着)

イ 提出先：〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市 環境部 開発整備課

TEL: 059-382-9015

ウ 提出方法：郵送(簡易書留郵便とする。)若しくは持参(ただし、土日・祝日を除く、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時までとし、受付終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとする。)

エ 提出書類：各様式に定める提案記入用紙内に、特に指定のない限り文字サイズ 12 ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。また、様式 6～11 の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4 縦長、左側ホッチキス綴じ(両面印刷可)により正本 1 部、副本 15 部を提出すること。

参考見積書(様式 12)については、業務ごとの内訳が分かる参考見積内訳書を作成し、1部提出すること。(様式は任意のA4版)

※企画提案書等の提出が期限まででない場合は、辞退したものと判断する。ただし、辞退した場合でも不利益な扱いを受けない。

(4) その他

- ア 企画提案は、1事業者につき1案とし、複数の企画提案はできない。
- イ 受理された企画提案書等の変更は認めない。

## 11 プレゼンテーション審査・ヒアリング等の実施について

### (1) 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションにより、評価基準に基づき、選定委員会(市内6名、非公開)が行う。なお、企画提案書の提出が多数になり審査時間が不足すると判断した場合は、前記委員会による書面審査で数者に絞ることもある。

ア プレゼンテーション審査実施日

令和8年5月中旬予定

イ 実施場所

鈴鹿市役所

※詳細な時間と場所は、参加資格のある者に電話・文書にて通知する。

ウ 実施内容

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を使用すること。スクリーンについては、本市で用意するが必要な機器類(パソコン、プロジェクター、ケーブル等)は持参すること。出席者は3名以内とし、説明は配置予定技術者が行い、1者あたり35分(説明は15分以内、質疑は20分程度)以内とする。

### (2) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した事業者全てに通知する。

## 12 審査方法

(1) 庁内に選定委員会（庁内6名、非公開）を設置し、一次・二次審査を行う。

(2) 一次審査

参加要件を満たしている者に対して、一次審査基準に基づき、参加表明時の提出書類を評価する。なお、参加表明者が多数の場合は、5者以内に選定するものとする。また、第5位の者が複数あった時は、評価対象業務実績の件数、施設規模等により選定するものとする。

(3) 二次審査

応募のあった各事業者の企画提案書等に係るプレゼンテーション審査等を実施した後、二次審査基準に基づき各選定委員が項目ごとに評価する。

(4) 評価基準

「鈴鹿市斎苑整備に係る事業者選定アドバイザー等業務委託受注者選定評価基準」に基づき評価を行う。

## 13 優先交渉権者の選定

審査方法に基づき、一次・二次審査の内容をもとに総合的に評価し、得点の高い順に、第1位を優先交渉権者、第2位を次点交渉権者として決定する。

なお、第1位、第2位の者が複数あったときは、各順位別の中で参考見積書の価格が低い順に、価格により決しないときは選定委員会の各委員（委員長を含む。）による投票で、投票により決しないときは、委員長がこれを決する。

ただし、評価点は110点を最低基準点とし、その基準を満たす提案者がいない場合は、決定を見送りとする。

選定の結果は、選定委員会による選定が終了後、鈴鹿市ウェブサイトで公表する。優先交渉権を得た事業者名は公表し、その他事業者名は公表しない。評価点はプレゼンテーション審査に参加した事業者（優先交渉者以外は記号のみ）すべてを公開とする。また、プレゼンテーション審査を実施した事業者すべてに文書で通知する。ただし、審査の内容および結果に対する異議申し立ては認めない。

## 14 辞退、契約

(1) 参加辞退

本プロポーザルの参加を参加表明書の提出後に辞退しようとするときは、辞退届（様式14）を提出すること。

(2) 契約の締結

本市は優先交渉者と、速やかに契約のための諸条件や仕様内容の確認調整を行い契約する。なお、選定された事業者との協議が整わない場合は、審査結果が次点の事業者を選定された事業者とみなし、同様の手続を行う。

(3) 契約金額

企画提案の内容に基づく見積額は、本要領記載の委託上限額を超えることは認めない。

(4) 契約保証金及び委託料の支払い

鈴鹿市契約規則（昭和41年12月27日規則第18号）による。

## 15 その他

(1) 本業務委託の履行に関し、企画提案書等に記載された配置予定技術者の変更は認めない。

ただし、変更理由及び変更予定者について、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(2) 提出された企画提案書等の内容は、本業務委託の仕様書に含むものとする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しないものとする。

(6) 企画提案書等の内容に虚偽があった場合は失格とする。

なお、虚偽の内容が悪質であると認められた場合は、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱(平成11年9月27日告示第148号)の規定に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(7) 本業務委託は、令和8年度に締結する契約であることから、令和8年度予算が議会で承認されない場合、契約を締結することができない。この場合は、本市はプロポーザル参加者に対し、一切の責任を負わないものとする。